



風鈴の音が心地よいことになりました

NO.640

平成23年

7月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111(代)
ホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 6月1日現在 人口 75,989人 (前月比-47人) 男 38,462人 女 37,527人 世帯数 29,840世帯

保険税算定一覧

区分	計算方法	税率		
		医療保険分	後期支援分	介護納付分
所得割	(前年中の所得-33万円) × 税率	6.3%	1.7%	1.0%
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 税率	20%	-	-
均等割	年間1人当たりの税額	22,000円	9,000円	11,000円
平等割	年間1世帯当たりの税額	35,000円	-	-
限度額	打ち切り額	500,000円	130,000円	100,000円

平成23年度分の保険税(料)納付書を送付します
納期限内納付にご協力を

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付書は綴られていません。納付の際はお忘れにならないようご注意ください。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。一人ひとりの保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付されま

保険税

保険税率はこれまでと変わりませんが、医療費の増加や地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げ(医療保険分3万円、後期支援分1万円)を実施しました。

保険税の軽減

①低所得世帯に対する軽減
世帯の所得額が基準額を超えない場合は所得額に応じて均等割・平等割が軽減(7割・5割・2割)されます。(所得申告をしてい

ない)と軽減が受けられない場合があります。

②後期高齢者医療制度創設に伴う軽減

・平等割額の軽減
特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は、5年間平等割が半額(17,500円)となります。

・低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、5年間移行前と同様の軽減が受けられます。

・被扶養者に係る軽減

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった方は、軽減が受けられます。(申請が必要です)

非自発的理由で退職された方は申請を

平成22年3月31日以降に倒産・解雇などで離職された方で、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は軽減が受けられます。(申請が必要です)

国民健康保険税の納付方法

職者(非自発的失業者)の方は軽減が受けられます。(申請が必要です)

国民健康保険税の納付方法は、「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(納付書や口座振替による納付)」の2種類です。

特別徴収の方は、4月・6月・8月は仮徴収、10月から本徴収(決定した保険税から仮徴収を差し引いた残額)として年金から天引きさせていただきます。

新たに10月から特別徴収の対象となる方は7月・8月・9月は普通徴収を行います。

特別徴収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までの世帯で、年金受給額が年額18万円以上で、国民

健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。なお、特別徴収の方は市振替による納付へ変更することができません。

※10月から特別徴収を開始する方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていたたく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産またはリストラによる失業などで、国民健康保険税の納付がどうしても困難なときは、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合があります。詳しくは、お早めに国保年金課または納税課までご相談ください。

詳しくは、市役所国保年金課 ☎443-1139へ。

国民健康保険高齢受給者証が8月から新しくなります

現在使用されている国民健康保険高齢受給者証の有効期限が、7月31日で満了となります。

新しい受給証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合には国保年金課へ連絡してください。

なお、現在使用している

国民健康保険高齢受給者証は、8月1日以降使用することができませんので、有効期限が満了となりましたら、お間違えのないようハサミなどで裁断し破棄してください。

詳しくは、市役所国保年金課 ☎443-1139へ。